

地方土木主任官會議

一 記 者

五月二十二、二十三兩日に亙り地方土木主任官會議が内務省第一會議室に招集せられ鈴木北海道廳土木部長以下全國土木部、課長、本省側より大臣代理萱場次官、成田土木局長、谷口技監、土木局各課長等出席午前九時より會議が開かれた。

劈頭萱場次官より左記要旨の平沼内務大臣の訓示があつた。

平沼内務大臣訓示

茲ニ各位ノ會同ヲ求メ土木行政ニ關シ所懷ノ一端ヲ陳ブル機會ヲ得マシタコトハ私ノ欣快トスル處デアリマス。

國防國家體制ノ確立ハ現下ニ於ケル我が國々策ノ基調ヲ

爲スノデアリマシテ支那事變ノ處理モ東亞新秩序ノ建設モ一ニ之ガ成否如何ニ懸ツテキルト申シテ良イノデアリマス。從ツテ諸般ノ施策ハ政治ト云ハズ經濟ト云ハズ文化ト云ハズ此ノ目的ニ向ツテ運営セラレネバナラヌノデアリマシテ土木行政モ亦其ノ立場ニ於テ斯カル國家體制ノ確立ニ寄與スル所ガナケレバナラヌノデアリマス。

生産力擴充ハ國防國家體制ノ確立上當面特ニ重要視セラレツアル問題デアリマスガ土木行政ハ實ニ之ガ基本的要件ヲ充足スル行政トシテ重要ナル意義ヲ持ツノデアリマス。水力發電ノ施設ヤ工業用水ノ供給ガ河水統制事業ニ依ルニ非ザレバ實施困難トナリツツアル現狀ハ各位ノ既ニ承

知セラルル處デアリマス。工業ノ大都市集中ヲ抑制セントシ或ハ農地ノ管理ヲ全ウセントスル各方面ノ要請ニ依リ漸次困難ヲ加ヘツツアル工業立地ノ問題モ臨海工業地帯ノ造成事業ニツノ解決ヲ求メントスル情勢ニアルノデアリマス。政府ハ本年度ニ於テ相當ノ規模ヲ以テ此等ノ事業ニ着手スルコトニナツテ居ルノデアリマスガ各位ニ於テモ亦政府ノ方策ニ呼應シテ生産力擴充ノ基本的要件ヲ滿タスガ如ク土木事業ヲ企畫運營セラレ度イノデアリマス。

物資輸送ノ問題ハ生産力ノ擴充ト相竝ンデ國防國家體制確立上ノ重要問題デアリマス。物資輸送ノ根本問題トシテ道路港灣等ニ關スル土木行政ガ重要視サルベキハ論ヲ俟タザル處デアリマスガ輸送用資材ノ節約、荷役能力ノ增強等ノ如キ當面ノ問題ヲ解決スルニ當ツテモ鋪裝工事ノ促進、接岸設備ノ完成等ニ依リ土木行政ノ果ス役割ハ誠ニ渺カラザルモノガアルノデアリマス。各位ハ輸送對策上土木行政ニ課セラレタル使命ノ重キニ鑑ミ之ガ達成ニ付特ニ留意セラレ輸送能率ノ向上ニ資セラレ度イノデアリマス。

國防國家體制ノ確立ニ當ツテハ軍事上ノ要求ガ優先的ニ考慮セラレベキハ固ヨリデアリマス。然シナガラ同時ニ天災地變等ノ民政ニ及ボス影響ガ如何ニ深刻デアアルカト云フコトモ局ニ當ル者ノ深ク思フ致サネバナラヌ處デアリマシテ土木行政ニ與ヘラレタ災害防除並復舊ノ任務ハ時局ノ進展ト共ニ更ニ新ナル意義ヲ加ヘツツアルト申サネバナリマセン。各位ハ民生ノ保護ニ關スル土木行政ノ立場ヲ十分考慮セラレ災害對策ニ遺憾ナキヲ期セラレ度イノデアリマス。

國土ノ防衛ヲ完カラシメソノ利用ヲ合理化スルト云フ觀點ヨリ國土ニ對スル諸般ノ施設ヲ計畫化スルコトハ國防國家體制確立上ノ新ナル重要問題デアリマス。政府ハ曩ニ國土計畫設定要綱ヲ決定シ此ノ問題ノ解決ニ着手シタノデアリマスガ之ガ具體化並實施ニ當ツテハ土木行政ノ協力ニ俟ツ處ガ極メテ多イノデアリマス。各位ハ國土計畫土木行政ノ關係ヲ考慮セラレ個々ノ事業ノ企畫立案ニ當ツテモ常に綜合的國土計畫的立場ニ立テ善處セラレ度イノデアリマス。

土木行政ハ斯クノ如ク國防國家體制ノ確立上諸般ノ問題ニ關シ重要ナル任務ヲ賦課セラレテ居ルノデアリマスガ之ガ執行ニ付テハ資材勞力及資金等ノ關係ニ於テ幾多ノ困難ガ伏在シテ居ルノデアリマス。殊ニ資材ニ在テハ國際情勢推移ノ結果東亞共榮圈內ニ於テ自給自足ヲ實現スルニ至ル迄若干ノ日時ヲ要スルモノデアリマシテ土木工事ノ所要量ヲ確保スルコトハ必シモ容易デナイ事情ニ在ルノデアリマス。各位ハ這間ノ事情ニ付十分ナル理解ヲ持タルト共ニ資材ノ活用等ニ關シ一段ノ工夫ヲ重ネ以テ土木行政振興上ノ障礙克服ニ努メラレ度イノデアリマス。

最後ニ土木行政ニ關スル吏道ノ振作ニ付テ一言申添ヘテ置キ度イと思ヒマス。土木行政ニ従事スル吏僚ハ日常民衆ニ接觸スルコト極メテ深ク且勤務上各工事ノ場所ニ散在スル者ガ多イノデアリマスカラ動モスレバ綱紀ノ弛廢ヲ來シ時局認識ニ缺クルノ虞ナシトシナイノデアリマス。時局愈々重大性ヲ加ヘツツアル秋ニ當リ各位ハ之ガ指導監督ニ一段ノ意ヲ用ヒ相率イテ奉公ノ誠ヲ盡ス氣風ヲ振作セラレ度

イノデアリマス。

以上所懷ノ一端ヲ陳ベタノデアリマスガ當面ノ問題ニツイテハ別ニ指示スル處ガアリマスカラ各位ハ腹藏ナク意見ヲ開陳セラレ土木行政ノ振興ニツキ熱心ナル討究ヲ加ヘラレ度イト存ズルノデアリマス。

次で議事に入り左記指示事項が次々に指示され各主務課長より夫々詳細なる説明が行はれた。土木試験所長から十五年度中の試験報告其他各種代用資材に付ての説明があつた。

指示事項

一、昭和十六年度國庫補助土木事業ノ執行ニ關スル件
政府ノ助成ニ係ル本年度各種土木事業ニ付テハ時局下何レモ緊要ノモノナルノミナラス既ニ大體設計認可並ニ補助指令濟ナルヲ以テ各位ハ克ク其ノ工事ノ重要性ニ鑑ミ之カ施行ニ過誤ナキヲ期スルト共ニ急速之カ完成ニ努メラレタシ

一、災害土木費國庫補助規程並ニ施行細則改正ニ關スル件

先般災害土木費國庫補助規程（勅令第一百十二號）竝ニ同
施行細則（內務省令第六號）ノ一部ヲ改正シ昭和十五年
四月一日以後ノ災害ニ因ル土木費ニ付適用セラルルコト
トナリタリ

右ハ稅制改革ニ伴ヒ、各府縣ノ災害土木費ニ對シ補助率
ノ均等ヲ主眼トセラレタルモノニシテ改正ノ要點ハ左ノ
如シ

一、災害土木費補助ノ計算ヲ災害土木費ニ應シ累進増率
ノ方法ヲ改メ單一ニ三分ノ二以內トナシタルコト（勅
令）

二、連年災害土木費ノ計算ヲ廢シ其ノ年ノ災害土木費ノ
ミヲ補助ノ基本額トシタルコト（勅令）

三、府縣所屬ノ一個所工費五百圓未滿ノ工事ニ補助セサ
リシモノヲ一個所工費七百圓未滿トシタルコト（省令）

四、雜費ノ計算ハ三段階ニ分チ且少額ナリシモノヲ二段
階トシ計算率ヲ高メテ増額シタルコト（省令）

五、同一會計年度內ニ遭遇シタル災害ニ因ル工事ヲ取總

メ補助シタルヲ同一曆年內トシタルコト（省令）
各位ハ將來災害復舊土木工事ノ施行ニ當リ改正ノ趣旨
ヲ體シ遺憾ナキヲ期セラレタシ

一、水防施設ニ關スル件

時局ノ影響ニ依リ各地方ニ於テ山林ノ伐採セラルルモノ
夥シク之カ爲山地ノ降雨ハ一時ニ奔流トナリ或ハ山地崩
壞ニ因ル土砂流ヲ起シ水害増加ノ狀勢ニアリテ眞ニ憂慮
ニ堪エサルモノアリ仍テ河川ノ大小ニ拘ラス水防設備ノ
充實、水防ノ訓練等施策ノ完全ヲ期シ以テ水害ノ防除輕
減ニ努力セラレタシ

一、河水統制事業ニ關スル件

我國産業發展ノ趨勢ニ鑑ミ將來一層利用水量ノ豐富潤澤
ヲ期セサルヘカラス從テ河水統制事業ヲ益々擴充スルノ
要アリト認ム政府ニ於テ本年度ヨリ新ニ河水統制事業
ニ對シ國庫補助ノ途ヲ拓キ該事業ノ促進ヲ圖ルコトトナ
リタリ、各位ハ此ノ趣旨ヲ體シ該事業ノ實現ヲ圖リ以テ
今後益々激増セントスル水ノ需要ニ對スル供給ニ遺憾ナ

キヲ期セラレタシ

一、災害ノ防除施設ニ關スル件

國庫補助ニ依リ施行セラレタル災害防除工事ハ工種多岐ニ亘リ河川海岸ノ弱所補強障害ノ除却或ハ河道ノ整正等其ノ何レモ災害ノ防止輕減ニ多大ノ效果ヲ擧ケツツアリ各位ハ今後本工事ノ計畫竝ニ施行ニ當リ尙一層調査考究ヲ遂ケ克ク少額ノ工費ヲ以テ最大ノ效果ヲ擧ケ國土ノ保安、生産ノ増加等ニ資スル様努力セラレタシ

一、砂防指定地取締ニ關スル件

最近砂防指定地内ニ於テ樹木ノ亂伐又ハ土石ノ採掘ヲ敢テ爲スモノアリ實ニ遺憾トスル處ナルヲ以テ今後嚴重ニ之カ取締ヲ勵行シ砂防ノ目的達成ニ遺憾ナキヲ期セラレタシ

一、農地開發ニ伴フ水利使用ニ關スル件

本年三月十三日法律第六十五號ヲ以テ農地開發法ヲ公布セラレ主要食糧増産ヲ期スルコトナリタル結果新ニ灌漑用水トシテ河水ヲ引用シ或ハ既設灌漑堰堤ノ改築、合

併又ハ規模宏大ナル溜池築造等ノ要アルヘク之等工事ノ

内ニハ治水竝ニ保安上重大ノ關係ヲ及ホスモノアルヘキヲ以テ關係部課トノ連絡ヲ緊密ニシ工事上遺憾ノコトナキヲ期スルト共ニ之カ進捗ニ充分ノ助力ヲ致サレタシ

一、道路ト鐵道トノ平面交叉除却ニ關スル件

道路交通ノ障礙タル鐵道トノ踏切ヲ除却スルコトハ交通上定ニ緊切ノコトニ屬シ曩ニ内務、鐵道兩省間ニ於テ之カ協定ノ成立ヲ見タルカ更ニ之カ取扱ニ關スル細則ノ決定ヲ見ルニ至レリ、各位ハ一層該協定成立ノ趣旨ヲ體シ之カ實施ニ付遺憾ナキヲ期セラレタシ

一、重要道路整備調査ニ關スル件

國內重要道路ノ整備調査ハ昭和十五年度ヨリ三ヶ年繼續事業トシテ目下鋭意實施中ニ屬ス、本調査ハ道路政策上重要ナル調査研究ヲ目的トスルモノナルヲ以テ各位ハ一層之カ實施ニ協力セラレタシ

一、自動車交通事業法ノ改正ニ關スル件

自動車交通事業法改正セラレ之カ施行ニ伴フ手續規定ト

共ニ本年二月一日ヨリ之カ實施ヲ見ルニ至レリ各位ハ克ク其ノ改正ノ趣旨ヲ諒得シ之カ實施ニ協力セラレタシ

一、港灣荷役能力ノ増強ニ關スル件

東亞新秩序圏内ニ於ケル新情勢ニ伴ヒ港灣ノ利用著シク繁多ヲ加ヘ港灣ノ使命愈々重大ナルモノアリ此ノ秋ニ當リ一層港灣ニ於ケル荷役能力ノ増強ヲ期スルハ洵ニ喫緊事ト謂フヘシ各位ハ港灣諸施設ニ互リ檢討ヲ加ヘテ或ハ局部的應急的改良ヲ爲シ又港務取扱上ノ簡捷ヲ圖ル等克ク其ノ實情ニ即應シテ適切ナル對策ヲ講シ以テ港灣荷役能力ノ増強ニ萬遺憾ナカラシメラレタシ

一、對滿支內地港灣調査ニ關スル件

對滿支內地港灣調査ニ關シテハ客年來各位ノ協力ニ依リ著々之カ進捗ヲ見ツツアル處ナルモ引續キ其ノ完璧ヲ期シタキニ付更ニ今後一層之カ調査ノ遂行ニ協力セラレタシ

一、指定港灣ニ關スル件

近時指定港灣以外ノ港灣ニシテ其ノ港勢指定港灣ニ匹敵

スルニ至リ之カ修築ノ企畫漸次増加セントスルモノアルニ鑑ミ適切ナル指導監督ヲ爲スノ要ヲ認メ客年新ニ七十港ヲ指定港灣ニ編入セリ各位ハ港灣夫々ノ使命ヲ察シ適切ナル計畫ヲ樹立シ其ノ利用經營宜シキヲ得ル等萬遺憾ナカラシメラレタシ

一、物資勞力等ノ統制強化ト土木事業ノ施行ニ關スル件

近時重要物資勞力等ノ統制ハ益々強化セラルルコトナリ土木事業ノ施行ハ一層困難ト爲レリ各位ハ現下ノ内外狀勢ニ鑑ミ克ク事業ノ緩急ヲ慮リ物資ノ節約、代用品ノ使用、勞力ノ需給調整等ニ付更ニ格段ノ工夫ヲ致サレタシ

一、防諜ニ關スル件

現下複雑ナル國際情勢ニ伴ヒ各國ノ我國ニ對スル諜報流動ノ強化益々著シキモノアルヲ察セラルル依テ各般ノ土木關係施設並ニ統計等ニ付テモ防諜上之カ取扱方ニ付格段ノ注意ヲ致シ遺憾ナキヲ期セラレタシ。

尙第一日には防諜ニ關する警保局の上田事務官の講演が

あり。第二日には平出海軍大佐の現今の世界狀勢に就ての熱辯を聞いた。又第一日には正午大臣官邸に於て大臣より午後六時より鐵道協會に於て本會並港灣協會、河川協會聯合の招待會があり、第二日には映畫「熱砂の誓ひ」を映寫して時局下技術官の心構に資するところがあつた。以下重なる質疑應答を掲記することにする。

高知、愛知、富山、愛媛の各縣より年々多額の國庫補助を交付せらるゝことは感謝するも實行豫算の編成等に依り繰延せざるやう、又物價勞銀の高騰により工費不足を告ぐるものに對しては補助費を追加し、縣單獨の事業に對する起償につき援助せられたし、自動車交通不能の國府縣道の改良に對し助成せられ且規格の例外を認められたしと夫々要望し各關係課長より夫々善處する旨の答辯あり。又神奈川縣より中小河川の調査費に對し國庫より補助せられたしとの要望に對し田中河川課長より研究する旨の答辯あり。福岡、埼玉、愛知の各縣より中小河川の補助増額方熱望せるに對し金子第二技術課長より中小河川には改修を要すべ

きもの多數あるを以て豫め縣に於て充分調査し置かれたしとの答辯あり。

又廣島縣より私鐵に對する道路との踏切除却に就ては協定に關し強制力を持つやう措置せられたしと要望し神奈川縣より道路管理並地方法土木職員制に依る定員増加、大阪、秋田より國土計畫の實現、港灣行政の統一、福岡より土木部の増設、埼玉より來年度豫算編成の方針、ブロック會議の要望あり。三重よりはセメントの配給に對する感謝の意を表し土木事業の執行には物、人、金の三つを要するも物と人との調達困難なる實情を述べて善處を要望する等眞劍なる討論が行はれて指示並懇談會を終了せり。終りに望み成田土木局長より二日間に亙る熱心なる討論に對し挨拶あり土木事業が總力戰となりたる現下の時局に照し益々其の必要なる所以を述べ重點主義の下に企画運營を誤らざるやうせられたしと要望し幕を閉じた。